

2019年3月29日

消費者庁消費者制度課 公益通報者保護制度 意見募集担当 御中

## 「公益通報者保護専門調査会報告書」に関する意見

東京消費者団体連絡センター

公益通報者保護法は2006年4月に施行されて以降、12年間、いまだ法改正には至っていません。この間もさまざまな企業における不祥事の頻発や内部通報制度が機能せず通報者が不利益な扱いを受ける事例が後を絶ちません。2018年12月に内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会において取りまとめられた報告書の提言に基づき、速やかに法案を作成し、1日も早く国会での審議を開始してください。真に通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産の保護に係る実効性ある法改正となるよう以下に意見を申し述べます。

### II 1 (1) イ 不利益取扱いから保護する通報者の範囲における「保護の対象とする退職者の範囲」について

(意見) 保護の対象とする退職者の範囲については、期間限定を設けるべきではありません。

(理由) 労務提供先から退職後の通報を理由に損害賠償請求や退職金の返還請求を受けたり、再就職に前職照会という慣行による再就職妨害などの不利益取扱いは、期間を問わず行われることが想定されます。通報者保護の観点から、期間を限定する合理的な理由はないと考えます。

### II 3 (1) ア 外部通報の保護要件における「2号通報の保護要件を緩和することの是非」について

(意見) 2号通報における真実相当性の要件を緩和すべきです。

(理由) 通報者は不利益取扱いなどの報復を受けるおそれがあるとして内部通報に消極的になりがちです。真実相当性の要件を緩和することで行政機関への通報のハードルを下げることで公益通報者を保護することにつながると考えます。一方、事業者には内部通報体制の整備義務を課すことが検討されており、このことにより自浄作用を高めることで対応すべきとの反対意見がありますが、整備義務を課したからとしてもすべての事業者の内部通報体制が機能するかは懸念されません。通報者が通報先を選択できることが重要であると考えます。

#### II 4 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任について

(意見) 通報を裏付ける資料の収集行為の免責について法制化すべきです。

(理由) 通報対象事実の違法性を指摘し不祥事の改善につなげるには、通報を裏付ける資料の存在が不可欠です。通報を裏付ける資料の収集行為を免責とする法制化についても今回の改正において実現することを求めます。

#### II 6 (1) ア 通報体制の整備「内部通報体制」における整備義務について

(意見) 民間事業者及び行政機関に対し内部通報体制の整備義務を導入すべきです。

(理由) 消費者庁が実施した実態調査によれば、一部の民間事業者及び行政機関で内部通報体制の仕組みが整備されていないことが明らかとなり、その理由の一つに「整備が法律上の義務でない」ことが挙げられています。内部通報体制は、リスク情報の早期の把握や不正行為の未然防止、早期の是正を図る上で有用な仕組みであることから整備義務を導入すべきです。

#### II 6 (1) エ 通報体制の整備における「義務の履行を確保するための措置」について

(意見) 内部通報体制の整備義務を履行していない事業者に対する行政措置を導入すべきです。行政措置の種類は、助言、指導、勧告、勧告に従わない場合には公表を行うことを導入すべきです。

(理由) 内部通報体制整備の実効性を確保することが必要で、そのためには行政措置の導入が不可欠であると考えます。

#### II 1 2 不利益取扱いが通報を理由とすることの立証責任の緩和について

(意見) 通報者保護のため立証責任の転換規定を入れるべきです

(理由) 通報者が解雇その他の不利益取扱いを受けた場合、公益通報者保護法で保護されるには、その不利益取扱いが通報を理由とすることの立証を通報者が行わなければなりません。しかし、事業者との間に情報の格差があり通報者がそのことを立証するには困難な場合があります。通報者が実際に保護されるには立証責任を転換して、事業者の不利益取扱いが公益通報を理由とするものではないことを証明することとすべきと考えます。

以上